

福岡県医発第157号（総）

平成17年4月15日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘

臨床修練制度について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通して協力依頼がまいりました。

医療に関する知識及び技能の修得を目的とした外国医師等に対し、日本の医師免許を取得していなくても診療を行うことを認める医師臨床修練制度は、規制改革の一環として、「医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに不随して行う教授を目的として入国する外国医師又は外国歯科医師に対しても、臨床修練の許可を与えること」と制度の運営が見直されておりますが、今般、政府「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、同臨床修練制度における外国人医師等に対し、日本の医師免許を有する者に支払われるものと同様以上の報酬を支給することの改正がなされております。

日本医師会といたしましては、同臨床修練制度を外国医師による医療提供の実現のために安易に利用すべきではないという方針でありますので、貴会におかれましては本件の内容につきましてご了解いただきますようお願い申し上げます。

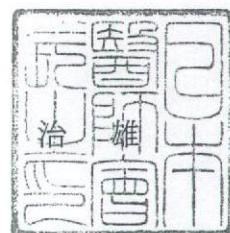
日医発第 24 号 (地 I 9)

平成 17 年 4 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松



臨床修練制度について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に外国医師等の臨床修練制度の運営に関する通知が発出されるとともに、本会に対してもその協力方依頼がありました。

日本の医師免許を取得していない外国医師等に対して厚生労働大臣が許可を与えて診療を行うことを認める同臨床修練制度は、本来途上国の医師等を対象としたものです。しかし、平成 15 年 4 月 16 日付日医発第 46 号 (法 4) の文書をもって貴会宛にご連絡したとおり、規制改革の一環として、「医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行う教授を目的として入国する外国医師又は外国歯科医師に対しても、臨床修練の許可を与えること」と制度の運営が見直された経緯があります。

同臨床修練制度では、外国医師等の診療に対する報酬を支給しないことになっていますが、今回の通知は、政府「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に基づき、外国医師等が 上記の教授として診療を行う場合には報酬を支給するよう制度運営を改めるものです。

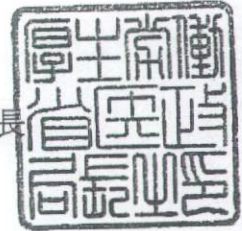
本会は、臨床修練制度はあくまでも研修目的であって、外国医師による医療提供の実現のために安易に利用すべきではないという方針でありますので、貴会におかれましても、関係医療機関に対する注視等につきご高配の程よろしくお願い申し上げます。



医政発第 0322006 号
平成 17 年 3 月 22 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「臨床修練制度の運営について」の一部改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事あてに通知いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

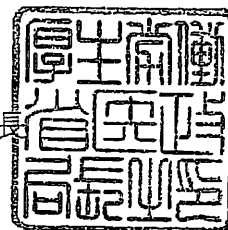


医政発第0322006号

平成17年3月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「臨床修練制度の運営について」の一部改正について

医療に関する知識及び技能の修得（これに付随して行う教授を含む。）を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師（以下「外国医師等」という。）が厚生労働大臣の許可を受けて行う臨床修練制度の実施については、「臨床修練制度の運営について」（昭和63年7月4日付け健政発第387号厚生省健康政策局長通知）により、外国医師等の受入れについて、各指定病院の各部門の関わり方や責任体制を明確にし事故を防止するだけでなく、安易な受入れに伴うトラブルを防止できるよう、各指定病院ごとに制定し、受入体制の整備を図るべき規則の準則を示しているところであるが、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」を踏まえ、今般、別紙のとおり「臨床修練制度の運営について」の一部を改正し、就労活動が可能な在留資格を取得している外国医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には、報酬を支給するものとする事としたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、外国医師等が報酬を受けて診療を行うには、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条第2項に規定する許可（資格外活動許可）を受けなければならないこと、支給する報酬の額は日本の医師免許又は歯科医師免許を有する者に支払われるものと同様以上のものでなければならないこと、本制度の運営に当たっては労働関係法令を遵守しなければならないことについても、併せて御了知の上、周知方願いたい。

(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画（抜粋）

平成16年3月19日

閣 議 決 定

6 医療

キ 教育、臨床研修、資格

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
③医師の臨床修練制度の充実 (厚生労働省)	構造改革特別区域推進本部決定において、医師の臨床修練については、医療に関する知識及び技術の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認したところであるが、「臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。」と規定している「臨床修練制度の運営について」（昭和63年7月4日健政発第387号厚生省健康政策局長通知）を見直し、医療先進国からの臨床修練医の教授に対する適正な報酬を支給できるようにする。	早期に措置		

○ 臨床修練制度の運営について（昭和63年7月4日付け健政発第387号厚生省健康政策局長通知）

改正後	改正前
臨床修練制度運営規則(準則) 1～11 (略) (外国医師等の給与) 12 臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。<u>ただし、就労活動が可能な在留資格を取得している外国医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には、報酬を支給するものとする。この場合において、その報酬の額は日本の医師免許又は歯科医師免許を有する者に支払われるものと同様以上のものでなければならない。</u> (臨床修練証明書) 13 臨床修練を行つた外国医師等が真摯に研修し、十分な研修成果を挙げた旨の指導医等の報告があつたときは、委員会で一定の審査を行つた上で適当と認めた外国医師等に対し病院長は<u>厚生労働大臣</u>の証明を添えて臨床修練証明書を発行するものとする。 (報告) 14 病院長は、毎年臨床修練の実施状況の報告書を<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。その報告書には、委員会に報告された業務報告書等を添付するものとする。	臨床修練制度運営規則(準則) 1～11 (略) (外国医師等の給与) 12 臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。 (臨床修練証明書) 13 臨床修練を行つた外国医師等が真摯に研修し、十分な研修成果を挙げた旨の指導医等の報告があつたときは、委員会で一定の審査を行つた上で適当と認めた外国医師等に対し病院長は<u>厚生大臣</u>の証明を添えて臨床修練証明書を発行するものとする。 (報告) 14 病院長は、毎年臨床修練の実施状況の報告書を<u>厚生大臣</u>に提出するものとする。その報告書には、委員会に報告された業務報告書等を添付するものとする。